

アジャイル開発向け モデル契約案について

2012.5.23

IPA/SEC専門委員 梅本 大祐

主催： IPA / SEC

（独立行政法人情報処理推進機構

技術本部ソフトウェア・エンジニアリング・センター）

**目的： 非WF型開発の適用に適した領域を見定め、その活用
を促進**

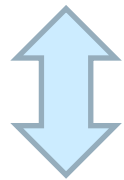
設置されたPT:

- **開発モデルPT(アジャイルの定義)**
- **技術スキルPT(アジャイルの技術、人材等)**
- **契約問題PT(アジャイルに適した契約)**

- ユーザとベンダの**緊密な協力体制**が必須
 - 相手方の問合せへの迅速な応答が必要
 - 担当作業の迅速な実施が必要
 - 他方、ユーザ/ベンダ間の責任分担が不明確になりがち
- ユーザ要求の詳細が**契約時点では未確定**
 - 契約時点では、何を作るか決まっていない(成果物未定)
 - 契約時点では、性能・品質等が不明確
 - 工数見積りが困難
- プロジェクト途中の**ユーザ要求の変化**に柔軟に対応する必要
 - 一度決定された事項も、事後的に変更されることがある(ユーザが望まなくなったものを作っても仕方ない)

■ 契約

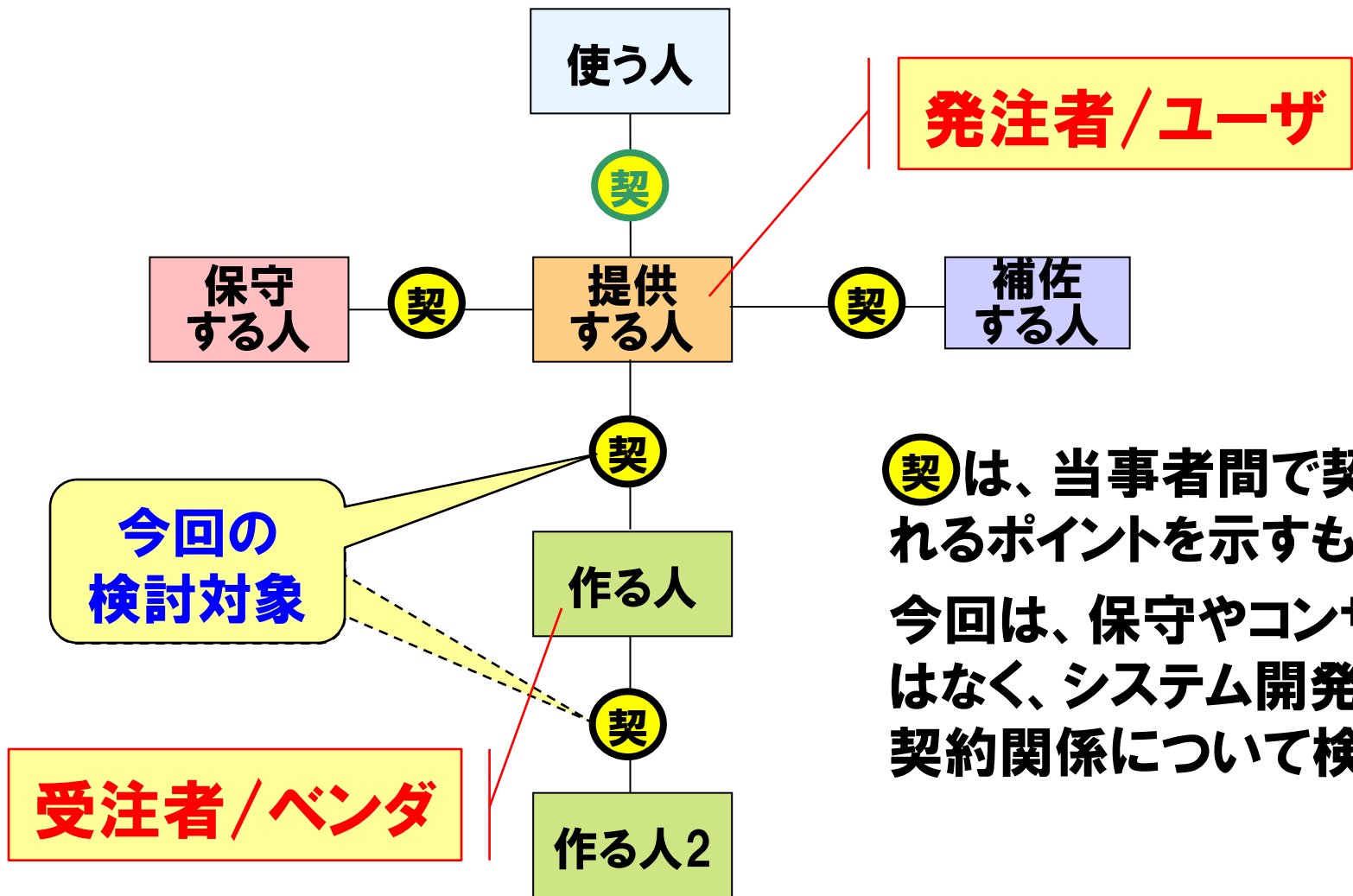
合意内容を固定して、当事者を法的に拘束する



■ アジャイル開発の性質

変化に対応すべく、合意内容の変更を柔軟に認め、
当事者をなるべく拘束しない

⇒アジャイル開発にはふさわしい契約とは？



契は、当事者間で契約が締結されるポイントを示すもの。
今回は、保守やコンサルティングではなく、システム開発委託に関する契約関係について検討がなされた。

システム開発において主に使われる契約類型

- 請負契約と準委任契約

請負契約(民法632条～642条)

一方が仕事を完成させることを請負い、その相手方が完成した仕事に対して報酬を支払うことを約束する契約。

⇒契約時点で、ベンダが完成すべき仕事の内容(≒成果物の内容)を明確にしておく必要がある。

準委任契約(民法643条～656条)

事務処理を目的とする契約であり、仕事の完成を目的としない。ベンダは、善良な管理者の注意をもって、委任された事務を処理する義務(善良管理者注意義務)を負う。

⇒ベンダには成果物の完成義務がないため、ユーザにとって不安が残る。

アジャイル開発には、どんな契約がふさわしいのか？

- 開発内容が決まっていない段階で、開発プロジェクト全体につき、一括で請負契約を結ぶのは適切ではない(どのような成果物を、対価いくらで完成させるのか未定)。
- 他方、開発プロジェクト全体を準委任契約にすることは、ベンダが完成義務を負わない点で、ユーザ側に不安がある(たとえ成果物が完成しなくても、契約上、ユーザは対価を支払わなければならない)。
- また、アジャイル開発の特徴であるユーザとベンダの協働関係を、契約に取り入れる必要がある。

■ 基本/個別契約モデル:

プロジェクト全体に共通する事項につき、基本契約を締結する。その後、小さな単位(機能単位、リリース単位等)ごとに、開発対象と費用がある程度確定したタイミングで、個別契約(請負/準委任)を順次締結する。

■ 組合モデル:

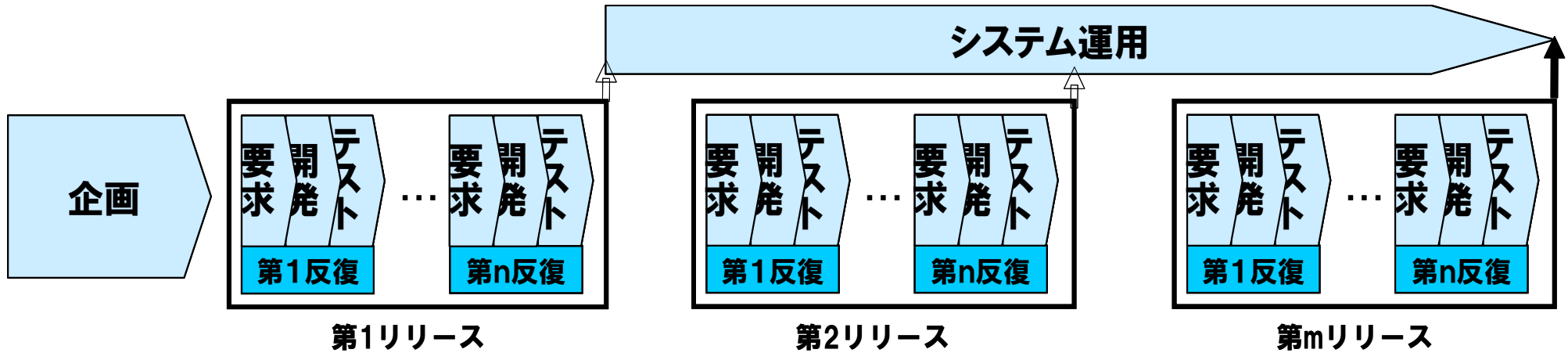
ユーザとベンダが共同でジョイント・ベンチャーとしての組合を組成し、協力してシステム開発(収益性のあるもの)を企画・製作する。開発された成果から得られた収益は、ベンダとユーザに分配される。

基本/個別契約モデルの概要とポイント

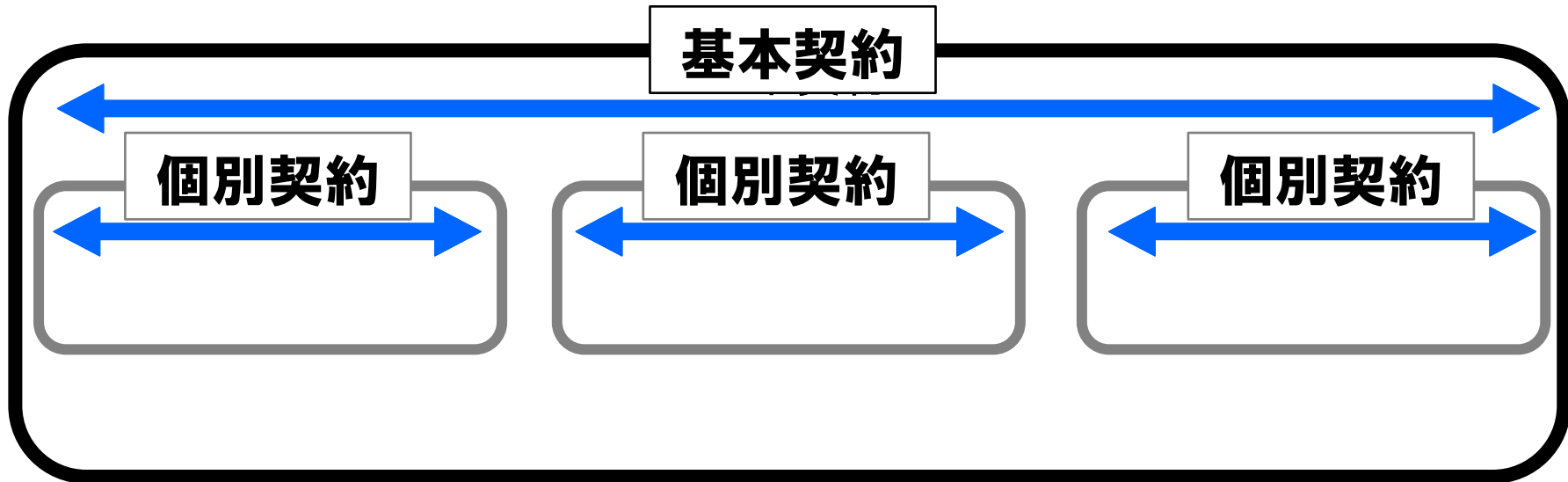
■ 全体構成

プロジェクト全体に共通する事項を定めた基本契約を締結した上で、個別の機能開発の内容について協議を行い、開発対象が確定し次第、(例えば1回にリリースされる開発対象機能群をひとまとめとして)順次、個別契約(請負契約 / 準委任契約)を締結する。

基本/個別契約モデルの概要(1)

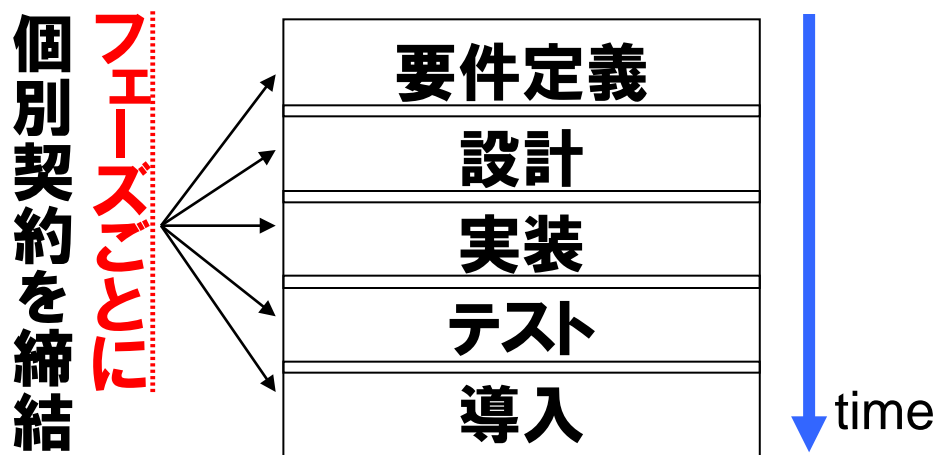


- n=1のケースもあり。



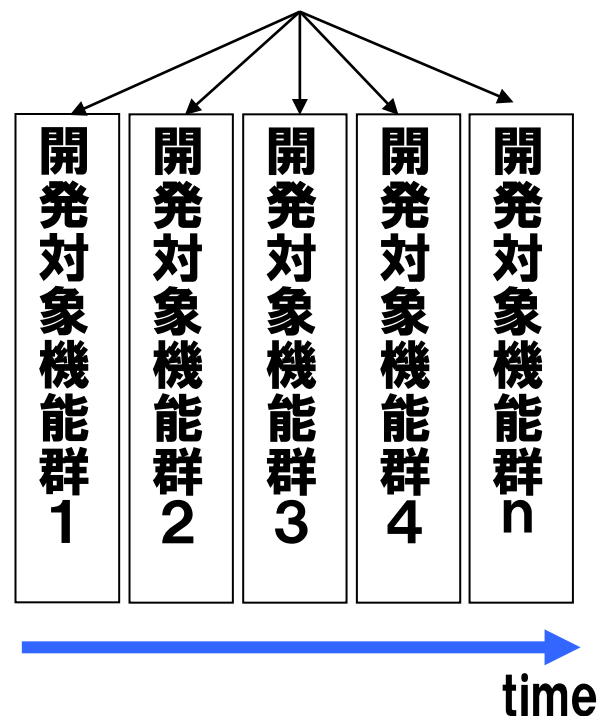
WF開発における 基本/個別契約モデル

(経済産業省 情報システム・
モデル取引契約書など)



アジャイル開発における 基本/個別契約モデル

開発対象機能群ごとに
個別契約を締結



■ ユーザとベンダの緊密な協力体制の確保

ー 相互協力の義務付け(基本契約5条)

- ✓ 相手方への協力義務違反⇒法的責任
(ユーザが協力を怠った場合であっても、同条3項により、ベンダに対して損害賠償責任を負う)

■ ユーザとベンダの緊密な協力体制の確保

ー 頻繁な連絡協議会の開催(基本契約6条)

- ✓ 開発機能の内容検討のほか、プロジェクト全体/個別開発の進捗管理、リスク・問題点の検討を行い、必要事項を決定(同条1項)
- ✓ 定期開催 + 一方当事者の要求があれば随時開催(同条2項)。迅速に開催するための体制づくり(同3項)
- ✓ 連絡協議会外でも、相手方からの問い合わせには速やかに応答(同条9項)

■ スピーディーな意思決定の実現

- 各個別契約において、別個に検討が必要な項目は**別紙**に集約(個別契約の別紙参照)
 - ✓ 個別契約は複数締結されることが想定されるが、別紙記載の項目を取り決めればよい ⇒ 契約締結の迅速化
- 連絡協議会による決定(基本契約6条)
 - ✓ 契約書に記載がない事項は連絡協議会で決定(決定事項には拘束力あり。同条6項)
 - ✓ 議事録のみなし承認(同条7項)

■ 決定事項の事後的な変更への対応

- 変更協議による決定事項の事後的変更(基本契約4条)
 - ✓ 一旦決定した事項(連絡協議会での決定、個別契約での合意)を変更する必要がある場合は、**変更協議で誠実に協議**する(同条3項)(その際、変更による代金・納期に対する影響も検討)
 - ✓ 一方当事者が変更協議を求めた場合、相手方は速やかに**協議に応じなければならない**(同条1項)
 - ✓ 変更協議が調わないまま一定期間が経過した場合には、個別契約を解約できる(同条5項)

組合モデルの概要とポイント

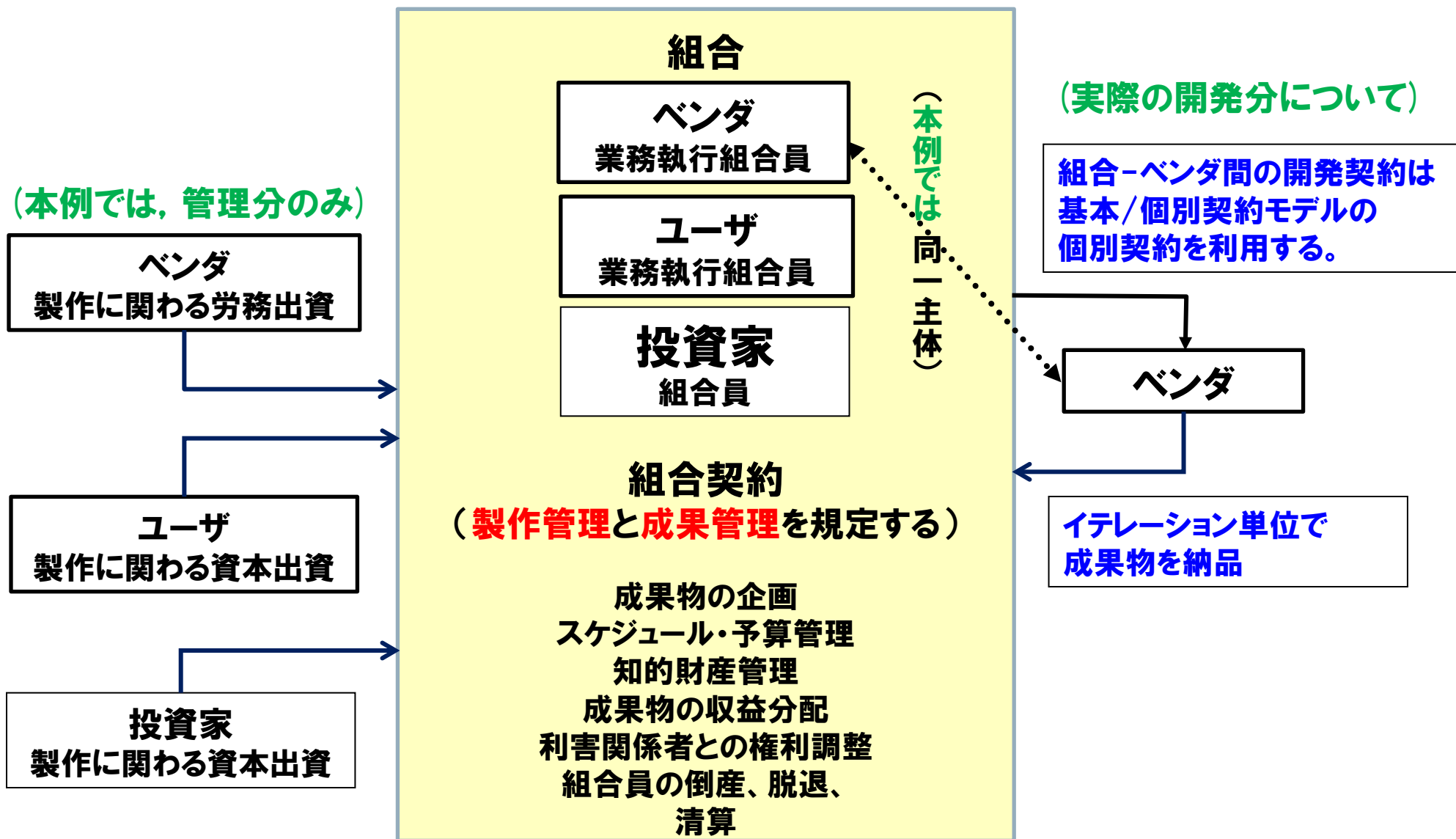
■ 全体構成

- ✓ システム開発プロジェクトにおいて、ユーザは資金を、ベンダ(複数社も可)はプロマネ要員を出し、一つのシステムをユーザとベンダの企業が共同で企画・製作するための組織 — 共同企業体 — を作り、開発を行うモデル。スキームとしては、民法上の組合(任意組合)を用いている。
- ✓ 組合モデルでは、システム開発プロジェクトのコーディネータとプロジェクトマネジメントのみを組合が担当し、具体的な開発作業は、組合がベンダに委託して行う。

民法第667条(組合契約)

- 1 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。
- 2 出資は、労務をその目的とすることができる。

組合モデルの概要



- **組合契約による、共同事業のパートナーとしての協働体制（契約1条）**
- **ベンダは技術・知識を持ったスタッフの労務を、ユーザは資金を、それぞれ出資（4条）**
- **開発の成果から収益が得られた場合は、出資比率に応じて分配（7条）**
- **連絡協議会によるプロジェクト運営・管理（10条）、変更協議（11条）**
- **具体的な開発は、組合からベンダに委託（5条）**

- 組合モデルの契約は**試案**であり、改善の余地が大きい。例えば下記の点などが、未検討事項として残されている。
 - ✓ 組合を適切に運営するための組織体制(組合内部の運営に関する規定等)
 - ✓ 組合をスムーズに解散するための処理
 - ✓ 税務・会計上の処理
 - ✓ 開発の成果を事業化する場合の、他のスキーム(会社)への移行処理

- アジャイル開発の「自由さ」を損なわない契約
- いまだ信頼関係が十分でない「初めての相手」とも安心してアジャイル開発を行える契約、契約内容の運用ガイドライン

☆より使いやすい契約にするために、現場からのフィードバックに基づいて、平成23年度に改善を実施。